

# 委託仕様書

## 1 業務名

福島イノベーション・コースト構想パンフレット等制作業務

## 2 業務委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 業務の目的・概要

福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という。）は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等15市町村※（以下「イノベ地域」という）の産業を回復させるために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトである。

構想では、「廃炉」、「ロボット・ドローン」、「エネルギー・環境・リサイクル」、「農林水産業」、「医療関連」、「航空宇宙」を重点分野と位置付け、拠点整備のほか、プロジェクトの具体化を進めるとともに、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等に取り組んでいる。構想の更なる推進を目的に、広く社会に対し構想への理解を深化させるためのパンフレット等の制作を行う。

また、構想の取組を加速させていく上で重要な要素である「地元企業の参画」を促進するため、構想への参入事例や支援制度等を県内企業等に分かりやすく発信するとともに、パンフレット等の制作を行うことで、構想の総合的な情報発信を行い、構想の着実な認知拡大と推進、県内外への効果波及を図ることを目的とする。

※ 浜通り地域等15市町村

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

## 4 委託業務の内容

構想周知のためのパンフレット等を制作する。

### (1) 制作方法

受託者は、福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が提示する基本的な構成案を基に、デザイン、レイアウト、イラスト、図表、フォント等を工夫し、取材、写真撮影、情報・素材収集、原稿作成、編集、電子データの作成、校正、製版、印刷、製本、納品、発送等、本業務の実施に必要な一切の業務を行うものとする。

### (2) デザイン

業務の目的や構想実現に向けた取組・成果等を分かりやすく説明するため、表紙や記事部分も含めて文字の羅列を極力避け、情報の視認性と理解度を高めるため、写真・イラスト・図表・フォント等を効果的に用い、見やすく理解しやすい構成とすること。なお、構成内容については、機構と協議の上決定する。

ア 色覚バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮すること。

イ 各制作物について、デザイン案（パンフレットについては表紙を含めた数ページ分）を提案（複数案可）し、受託後は協議による修正・変更等に速やかに対応すること。特に以下（3）イ構想パンフレット（日本語版）の表紙については、閲覧者が思わず手に取るような訴求力の高いデザインとするとともに、独自の発想や工夫を凝らした表現とすること。また、当該表紙デザインは、パネル等の情報発信媒体への展開も見据えた汎用性のあるものとする。

ウ 掲載内容（取材先・インタビュー先等を含む。）は機構から提示するものとするが、受託者においても可能な限り提案を行うこと。

エ 機構は必要に応じ、受託者が収集困難な情報や資料を提供するとともに、本業務に関する指示を行うものとする。

オ 受託者は必要に応じ、現地取材および撮影を行うものとする。取材回数は、取材先の事情や記事構成等に応じ、委託料の範囲内で機構と協議の上調整するものとする。

カ 校正に当たっては、取材関係者の確認を受けることとし、取材関係者への校正手配は原則として受託者が行うものとする。

キ 制作物完成後は、機構が指定する関係各所へ、契約期間内に梱包・発送すること（想定 350 箇所程度）。

### （3）制作物および規格、納期

#### ア 構想リーフレット（日本語版）

（ア）掲載内容：現行版「構想リーフレット」の単純増刷

※入稿データは機構より提供する。

（イ）用紙規格：用紙規格：A 3 判両端折（仕上がり A 4 判）

（ウ）配 色：フルカラー印刷

（エ）紙 質：マットコート紙 110 kg 程度

（オ）制作部数：15,000 部程度（委託料の範囲内で機構と協議の上増減可）

（カ）納 期：令和 8 年 12 月 25 日（金）

#### イ 構想パンフレット（日本語版）

（ア）掲載内容：別紙（1）構想パンフレット構成案のとおり。

（イ）二次元コードにパラメータを付与し、流入状況を把握可能とすること。

（ウ）用紙規格：A 4 判

（エ）配 色：フルカラー

（オ）紙 質：マットコート紙 70kg 程度（想定）

（カ）ページ数：最大 24 ページ（構成内容により機構と協議の上調整可）

- (キ) 製本方法：中綴じ
- (ク) 制作部数：15,000 部程度（委託料の範囲内で機構と協議の上増減可）
- (ケ) 納 期：令和 9 年 3 月 26 日（金）

ウ 構想「地域企業参画事例ガイド」

- (ア) 掲載内容：別紙（2）構想「地域企業参画事例ガイド」構成案のとおり。
- (イ) 二次元コードにパラメータを付与し、流入状況を把握可能とすること。
- (ウ) 用紙規格：A 4 判
- (エ) 配 色：フルカラー
- (オ) 紙 質：マットコート紙 70kg 程度
- (カ) ページ数：最大 64 ページ（構成内容により機構と協議の上調整可）
- (キ) 製本方法：中綴じ
- (ク) 制作部数：5,500 部程度
- (ケ) 納 期：令和 9 年 3 月 26 日（金）

エ 構想拠点マップ

(ア) 掲載内容

- a イノベ地域の地図にイノベ構想の拠点や関連施設を最大 100 か所程度掲載できるマップとし、既存のマップ表現にとらわれない構成・デザインとし、概要も掲載すること。施設名は日本語と英語の両方を表記する（英語名は各施設に確認するため翻訳作業は不要）。
- b デジタル版でも閲覧できるように、二次元コードを用いて Google マップ等で表示できるようにすること。

- (イ) 用紙規格：B 2 版（他の提案可）
- (ウ) 配 色：フルカラー
- (エ) 紙 質：マットコート紙 70kg 程度
- (オ) 製本方法：十六折 仕上がり B5 版（他の提案可）
- (カ) 制作部数：12,000 部程度

※掲載内容・用紙規格・製本方法・制作部数は委託料の範囲内で機構と協議の上、調整可とする。

- (キ) 納期：令和 9 年 3 月 26 日（金）

オ 情報発信用パネル等の制作

- (ア) 内 容：構想概要・成果等を示す掲示用パネル等、情報発信用制作物

(イ) 目的：構想の認知度向上および理解促進

(ウ) 仕様：

- a サイズ：A0版またはA1版程度（協議の上決定）
- b 点数：5点程度（委託料の範囲内で協議の上決定）
- c 配色：フルカラー
- d デザイン：ユニバーサルデザインに配慮
- e 素材：軽量・持ち運び可能（イレパネ等想定）

(エ) 制作方法：既存制作物の素材・デザインを活用し最適化

(オ) 納期：令和9年3月26日（金）

カ 電子ブックへの掲載

(ア) 掲載内容：上記イ・ウの制作物を電子ブック化し、ブラウザ等で閲覧可能とすること。

(イ) 納期：令和9年3月31日（水）

(4) 仕様変更に関する取扱い

本業務における各制作物の内容、構成、ページ数、数量、取材回数、制作方法等については、業務目的を達成するため、委託料に影響を及ぼさない範囲で機構と受託者が協議の上調整できるものとする。

## 5 再委託

(1) 一括再委託の禁止

契約を履行するに当たり、委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ機構の承認を受けた場合は、業務の一部を委託又は請け負わせることができるものとする。

(2) 部分的再委託の承認

本業務を部分的に再委託する場合は、あらかじめ機構に再委託内容の分かる書面を提出し、承認を受けなければならない。

## 6 権利の帰属

(1) 本業務を遂行するに際し、作成した内容・コンテンツに対する成果は機構に帰属する。本件成果物及び本業務遂行に伴い生じた知的財産（以下「本件成果物等」という。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、機構から受託者に対する委託料の支払いが完了した時点で、受託者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、機構に帰属する。なお、受託者から機構への著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。

(2) 機構及び受託者は、本契約に従った本件成果物等の利用について、他の当事者及び正当に権利を取得または承継した第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

## 7 提出物及び提出先

受託者は、委託契約書に定めるものを含め、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結後、速やかに提出するもの（紙媒体1部）

- ア 主任担当者通知書（様式第1号）
- イ 業務着手届（様式第2号）
- ウ 一部再委託届出書（様式第3号） ※該当する場合のみ
- エ 実施工程表（任意様式）
- オ その他、機構が必要と認めるもの

### (2) 業務完了後に速やかに提出、または納品するもの

- ア 業務完了届（様式第4号）
- イ 業務実績報告書（様式第5号）
- ウ イに添付する書類
  - (ア) パンフレット等、上記4（3）で示した制作物
  - (イ) 入稿データ（PDF、AI、JPEG形式等機構が指定するデータ形式）
  - (ウ) 収集したデータ等
  - (エ) 使用した素材（画像、図など）のデータ
- エ 経費に係る内訳書
- オ その他機構が必要と認めるもの

### (3) 機構の検査、額の確定後に提出するもの

- 請求書（様式第6号）

## 8 提出先

公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構 交流促進部

所在地：〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階

## 9 その他

- (1) 受託者は、本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受託者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。
- (3) 受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、機構と協議の上、業務の詳細を決定すること。なお、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

- (4) 受託者は、機構と定期的に打合せを行い、進捗状況を綿密に報告すること。なお、オンライン打合せも可とする。また、機構の求めがあった場合も速やかに報告すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は定める内容について疑義が生じた時は、双方協議の上、対応を決定すること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (6) 成果品一式の所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、機構に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、機構の許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (8) 本委託仕様書に基づく業務に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合は、速やかに機構に報告するとともに、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担でその一切を処理するものとする。この場合、機構は、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。